

Press Release

令和7年12月4日午後2時
宮崎県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部

日向市における高病原性鳥インフルエンザ発生に係る清浄性確認検査及び搬出制限区域解除検査の結果並びに搬出制限区域の解除に伴う消毒ポイントの一部閉鎖について（第6報）

高病原性鳥インフルエンザの発生に係る清浄性確認検査及び搬出制限区域解除検査の結果、異常が確認されませんでした。

検査結果に基づき、発生農場から3～10km以内の搬出制限区域を、本日午後2時をもって解除しました。併せて、消毒ポイントの一部を閉鎖しました。

1 清浄性確認検査

- (1) 対象件数：8農場（移動制限区域内の全ての農場（空舎を除く））
(2) 検査結果：異常なし

2 搬出制限区域解除検査

- (1) 対象件数：8農場（搬出制限区域内の農場から抽出（空舎を除く））
(2) 検査結果：異常なし
(3) 制限区域の解除：検査結果に基づき、発生農場から半径3～10km以内の搬出制限区域（対象49農場）を本日午後2時に解除し、監視強化区域へ移行
※監視強化区域：搬出及び移動制限区域が解除された後に、一定期間、本病の発生を監視し、感染拡大を防ぐために設定される区域

3 搬出制限区域解除に伴う消毒ポイントの一部閉鎖

- 搬出制限区域の解除に伴い、3箇所の消毒ポイントを閉鎖
① 終了箇所：門川町総合文化会館、サンドーム日向、東郷体育館
② 終了日時：12月4日（木）午後2時

4 今後のスケジュール（最短の場合）

12月15日（月）午前0時（令和7年11月23日（日）の防疫措置完了から21日経過後）に、発生農場を中心とする半径3km以内の移動制限区域を解除

5 その他

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵等を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した例は報告されていません。
(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願ひいたします。
(3) 今後とも、本件に関する情報提供に努めてまいりますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願ひいたします。

問い合わせ先
宮崎県畜産局
電話番号：0985-26-7140
担当：金子、黒木（豊）

消毒ポイントリスト

○消毒ポイントの詳細

令和7年12月4日 午後2時現在

	消毒ポイント名	設置範囲	設置道路名称	設置住所	消毒方式	運営時間	備考
1	JAみやざき日向地区本部 農業機械センター	3km	広域農道	日向市塩見11506	動噴	24時間	11月22日 8:00開始
2	門川町総合文化会館	10km	国道10号	門川町南町6丁目1番	動噴	24時間	11月22日 8:00開始 12月4日 14:00終了
3	サンドーム日向	10km	国道10号	日向市財光寺1942	ゲート	24時間	
4	東郷体育館	10km	国道327号	日向市東郷町山陰丙1410	ゲート	24時間	

鳥インフルエンザ消毒ポイント位置図 (令和7年12月4日(木) 14:00)



【搬出制限区域（半径10km）終了】12月4日（木）14時00分
終了箇所 ②門川町総合文化会館、③サンドーム日向、
④東郷体育館